

令和7年度沖縄島北部地域マングース防除事業業務に係る仕様書

1. 件名

令和7年度沖縄島北部地域マングース防除事業業務

2. 業務の目的

沖縄島北部地域には、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、オキナワトゲネズミ等の希少な野生生物が生息しており、本地域固有の生態系を形成している。令和3(2021)年には、その独特で豊かな生物多様性が評価され、世界自然遺産に登録された。一方、フィリマングース(以下「マングース」という。)やノネコ、クマネズミなどの外来種による希少種の捕食や生息空間の競合等、当該地域の生物多様性を脅かす問題が生じている。

本業務は、沖縄島北部地域の希少な野生生物を保護し、沖縄北部地域固有の生態系を回復・保全することを目的に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。)第3章の規定等に基づき、特定外来生物であるマングースの捕獲作業等を実施するものである。

令和7年度は、「第3期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画(以下「第3期計画」という。)」に基づき、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までの10年間で第一北上防止柵¹以北からマングースを排除することを目標に、沖縄県と連携を図りながらマングースの捕獲・排除を行うとともに、マングースの残存個体や再侵入の有無を確認するためのマングース探索犬やセンサーカメラを充実させ、モニタリング体制の強化に努める。

また、ヤンバルクイナをはじめとする生態系回復の指標となる希少種の生息状況についても調査を行い、マングース防除による効果を検証する。

防除の進捗等は沖縄県と共同で設置する「沖縄島北部地域マングース防除事業検討委員会(以下、「検討委員会」という。))において報告し、科学的知見に基づき効果的な防除を進める。

3. 業務の実施場所

主として、沖縄県国頭郡国頭村、大宜味村、東村、及び名護市

その他、具体的な作業区域等については、環境省沖縄奄美自然環境事務所(以下「当所」という。)及びやんばる自然保護官事務所(以下「事務所」という。)担当官の指示に従う。

4. 業務の内容

(1) 業務打合せ

請負者は、契約締結後速やかに業務実施計画書(案)及び安全管理計画書(案)を作成し、2.の業務の目的を達成するため事務所担当官と1時間程度の期首打合せを行い、事務所担当官の承認を得たうえで業務実施計画書及び安全管理計画書を確定する。また、報告書取りまとめ時や検討委員会前など必要に応じて事務所担当官と打合せを行う。打合せはウェブシステムの利用を想定し、終了後は速やかに記録簿を作成し、事務所担当官の了承を得て確定することとする。

(2) 作業従事者(やんばるマングースバスターズ)の雇用及び業務実施体制の整備

請負者は、沖縄島北部地域内に事務所拠点を設置し、以下(3)～(7)の業務に従事する

¹ マングースの侵入を防止するため、沖縄県により設置された柵。大宜味村塩屋から東村福地ダムの福上湖を経て大泊橋に至るライン(塩屋-福地ライン(SFライン))上にある。

者を「やんばるマンガースバスターズ（以下「YMB」という。）」として雇用する。YMB に対しては、当所所長がマンガース防除事業捕獲従事者証を発行する。

第3期計画に基づき、年間目標捕獲努力量 77 万わな日（Trap Day。以下「TD」という。）（わな種ごとの内訳は筒わな 75 万 TD 程度、カゴわな 2 万 TD 程度を目安とするが、合計捕獲努力量の達成を優先する）を達成することができる人数で作業する。なお、マンガース防除の観点から月ごとの捕獲努力量に大きな偏りが生じない体制とする。

YMB の中から現場監督者を選出し、毎週、現場監督者及び YMB でミーティングを行い、作業状況の確認、翌週の作業計画を立案し、事務所担当官に報告する。さらに、毎月 1 回、半日程度の全体ミーティングを行い、作業状況や翌月の作業計画等を共有し意見交換等を行う。全体ミーティングにあたっては、作業の進捗状況に関する資料を作成するとともに、作業状況を踏まえた翌月以降の作業計画を立案する。

（3）マンガースの捕獲作業等の実施

① 捕獲器の設置

過年度のわな地点等において、マンガースの捕獲器（以下「わな」という。）に誘引餌をセットし、地面に固定して設置、稼働させる。捕獲にあたっては、わなが正常に作動することを確認するなど誤作動の低減や捕獲効率の向上、混獲数の低減のための工夫に努める。

わなは原則、車道沿いにおいて 100m 程度、林内において 50m 程度の間隔で設置するが、わな地点の詳細については、事務所担当官と事前に協議のうえ決定する。過年度のわな地点の位置情報については、契約締結後、事務所担当官より Excel ファイルにて配布する。

（ア）使用わな

わなは、生け捕り式金網製はこわな（以下「カゴわな」という。）、捕殺式筒型わな（以下「筒わな」という。）及びオキナワトゲネズミ混獲防止機能を有した捕殺式延長筒わな（以下「延長筒わな」という。）の 3 種とし、いずれも当所より貸与する。

これらは、在来種であるオキナワトゲネズミ及びケナガネズミの混獲を回避するため、地域及び季節により使い分ける。原則として、オキナワトゲネズミの生息が確認されている地域ではカゴわなもしくは延長筒わなを使用する。ケナガネズミの生息密度が高い地域では筒わな、延長筒わな及びカゴわなを季節的に使い分け、混獲の発生を最小限に抑える。同種の生息密度が低い地域においては、通年で筒わなを使用する。わな種による使い分けの時期、地域の詳細については、事務所担当官と協議の上決定する。

（イ）わなの誘引餌

カゴわなにおいてはスルメ 50kg 程度（わな約 10,000 個分）、筒わなにおいては塩豚 1,000kg 程度（わな約 100,000 個分）及びソーセージ 280 kg 程度（わな約 28,000 個分）を使用する。使用する塩豚は、食品残さ利用飼料の加熱処理基準に準じて適切に加熱処理（攪拌しながら 90℃以上 60 分以上またはこれと同等以上の加熱処理）を行う。

さらに、より効果的にマンガースを捕獲するため、サンマを 36kg 程度（わな約 3,600 個分）、鶏の唐揚げを 72kg 程度（わな約 2,400 個分）、マグロの油漬け（ツナ）を 61kg 程度（わな約 880 個分）準備し、マンガースの生息状況等に合わせて使用する。また、新たに効果が認められる餌が開発された場合には、事務所担当官と相談の上で使用することを可とする。

② 作業ルートの開設

わな設置のための作業道は必要に応じて随時開設することとするが、鎌などによる部分的な刈り払いは極力最小限に留めるとともに、希少植物等の生育に配慮して行うものとする。新たに設置したわなは全て GPS によって位置情報を取得する。なお、刈り払い作業を行う YMB には労働安全衛生法に基づき刈払機を安全に使用するための講習を受けさせる。

③ わなの見回りと記録

筒わなについてはマンガースの捕獲状況などを踏まえ、1～3ヶ月に1回程度の見回りを行う。筒わなの見回りでは、捕獲動物の記録・回収、誘引餌の交換、わなの再設置を行う。カゴわなについては、各わなにつき1日1回の見回りを行い、捕獲動物の記録・回収、誘引餌及びわなの点検を行う。誘引餌は必要に応じて交換し、見回り終了時は誘引餌を回収した後、わなのフタを閉じ、わなの写真を撮影する。なお、台風の接近等、野外での作業実施が極めて危険と考えられる場合は、事務所担当官と協議のうえ、見回りを中止することを可とする。

過年度の業務実績から、わなの見回り個数は筒わなが50個/人日程度、カゴわなが50～100個/人日程度、見回りに必要な車両は YMB 2名につき車両1台を目安とする。わなの見回り時には作業状況を記録するため事務所が貸与するハンディ GPS を携行し、ログデータを提出する。あわせて調査シートに記録し、見回り箇所に漏れが生じないよう十分注意する。

④ 捕獲個体の処理

筒わなで捕獲されたマンガースは写真撮影、可能であれば性別確認を行った後回収し、事務所の冷凍庫に保管する。カゴわなで捕獲されたマンガース、クマネズミは、入口が開かないよう固定し、わなに入れたまま事務所に持ち帰り、炭酸ガスで安楽死させた後、事務所の冷凍庫に保管する。なお、マンガースについては、保管前に雌雄の判別、体重計測、写真撮影等を行う。

カゴわなでネコが捕獲された場合は、入り口が開かないよう固定し、わなに入れたまま事務所に持ち帰り、写真撮影及びマイクロチップリーダーによりマイクロチップの有無を確認する。マイクロチップから飼い主が特定された場合は、飼養登録のある地域の役場を通じて飼い主に引き渡す。飼い主不明のネコについては、事務所担当官の指示に従い、不妊・去勢手術及び外部寄生虫・内部寄生虫の駆除、3種混合ワクチンの接種、ウイルス検査を行う（2頭程度を想定）。なお、ウイルス検査は猫エイズ及び猫白血病の2種とする。その後、ポスターの掲示等で10日間十分な周知を行う。

わな種に関わらず在来種が混獲された場合は、写真撮影及び必要な情報を記録した後その場ですみやかに放逐する。衰弱、傷病等により放逐が困難と判断された場合や、事前に事務所担当官より指定した種が捕獲された場合は、事務所担当官にすみやかに連絡し指示に従う。また、すでに死亡していた場合は、捕獲状況がわかるようデジタルカメラで撮影した後、必要な情報を記録し事務所に持ち帰り、事務所担当官に報告する。

⑤ 集中捕獲作業

後述する「(5) マンガースモニタリング」により得られたマンガースの生息状況をもとに、集中捕獲作業を実施する。年間捕獲努力量は2万TD程度を見込み、本作業で生じた捕獲努力量は4. (2) の年間捕獲努力量に含めて集計する。なお、当該捕獲法による年間捕獲努力量は見込みとし、4. (2) で示した全体の年間捕獲努力量の達成を優先する。

集中捕獲作業では、既設のわなに加えて、マンガースの生息情報等に応じてカゴわなを追加設置する。わなの設置・見回り方法等は4. (3) ①～④に準ずる。

⑥ わなの整備・メンテナンス及び筒わなの加工

(ア) わなの整備・メンテナンス

わなについては、錆止め処理や改良調整、所有者等が記載された札を装着する等の整備作業を行う。また、日常的なメンテナンスや管理に加え、黒色の遮蔽布をカゴわなに装着する等の捕獲効率の向上及び混獲数の低減を図るための工夫を行う。

(4) マングースモニタリング

① マングース探索犬によるマングースモニタリング

マングースの生息状況を把握し、効果的な捕獲を実施するために、マングースの糞などの痕跡を探索する探索犬（糞探索犬）と、マングースを追跡する探索犬（生体探索犬）及びそれらのハンドラーによりマングースの探索を行う。なお、事業開始時より糞探索犬3頭及び生体探索犬6頭以上の体制をとれることを条件とするが、訓練中の探索犬は訓練が終了次第、順次作業を開始し、モニタリング体制を強化する。

探索犬及びハンドラーで年間3,000時間程度の作業を行うこととし、作業時間については5時間/人日程度を目安とする。また、探索に必要な車両はハンドラー1人につき車両1台を目安とする。糞探索犬、生体探索犬ともに飼育、予防接種等はハンドラー及び請負者が行う。

なお、探索中にマングースと断定できない痕跡サンプルを発見した場合は、DNA解析のために回収し、事務所に保管する。

② センサーカメラによるマングースモニタリング

マングースや在来種の生息状況のモニタリングのため、捕獲作業に併せてセンサーカメラ200台程度を設置し、月に1回程度点検する。この際、誘引餌の使用を可とする。写真に撮影された動物は、撮影時間等と併せてExcelファイルに記録する。なお、センサーカメラの不具合により日時データが記録されていない写真や連続撮影された写真についてはExcelファイルへの記録は不要とする。

③ ヘアトラップによるマングースのモニタリング

捕獲作業に併せて、過年度のわな登録地点及び新たに登録する地点の一部において、事務所より貸与するヘアトラップ300台程度の設置及び見回りを実施する。ヘアトラップは誘引餌（スルメ及びサンマ）とともに設置し、1～3ヶ月に1回程度の頻度で見回りを行う。見回りではマングースの被毛の有無を確認し、マングースの被毛が確認された場合は、デジタルカメラで撮影を行った上トラップごとチャック付きビニール袋に入れて事務所に持ち帰る。さらに新しいヘアトラップ及び誘引餌を設置する。マングースの被毛が確認されなかった場合は、ヘアトラップと誘引餌の交換を行う。

(5) データの整理

捕獲作業等の結果は、各わなの種類ごとの設置地点、捕獲した動物種ごとの捕獲地点等の捕獲作業の結果に加え、探索犬、センサーカメラ、ヘアトラップ等のモニタリング結果について、

GIS を用いて整理し、3次メッシュごとの有効な占有率（わなの有効範囲は100mとする）、捕獲努力量及び捕獲効率を算出し、現場作業にフィードバックするとともに、毎月、GIS データとともに事務所担当官に提出する。また、必要に応じて事務所担当官の指示する情報の整理、解析を行い提出する。なお、筒わなとヘアトラップの有効期間（TD）は、わな設置の翌日からの7日間（7TD）、点検の場合は点検日も含めた8日間（8TD）として集計を行う。また、センサーカメラの有効期間（有効日数）は、1台のセンサーカメラが24時間稼働した場合は1日、センサーカメラを設置・回収した日などは0.5日として集計する。センサーカメラで30分以内に撮影された同種の動物は、全て同一個体とみなし集計する（毛色や模様等で明らかに同一個体ではないと判断できる場合を除く）。

（6）在来種のモニタリング調査

① 目視や鳴き声による情報収集

捕獲作業中、希少種を含む在来種やマングース、ノネコ等の外来種の生息情報を収集する。特に、ヤンバルクイナ（4～8月）、ホントウアカヒゲ（4～8月）、ノグチゲラ（4～8月）、オキナワイシカワガエル（12～2月）、ホルストガエル（7～9月）、オキナワトカゲ・バーバートカゲ（5～9月）の生息情報を重点的に収集する。本モニタリングでは鳴き声や目視にて確認された生物の種名及び目撃地点（近隣のわな地点）を調査シートに記録する。種の同定が困難な場合は可能な限りデジタルカメラに記録して調べる等、同定能力の向上に努める。

なお、重点的に調査する生物の追加・変更等については、事務所担当官と協議する。

② 在来ネズミ類の生息状況の把握

わなによる混獲やセンサーカメラの撮影データをもとに、一部地域における在来ネズミ類（オキナワトゲネズミ及びケナガネズミ）の生息状況をモニタリングする。オキナワトゲネズミについては、既存の筒わな550地点程度に金属メッシュを用いたヘアトラップを設置してモニタリングを行う。捕獲地点、捕獲数、CPUE、被毛確認地点等を取りまとめ、過年度のデータも含めて推定生息域を算出する。推定生息域の算出方法は、過年度の報告書に従うこと。なお、他事業や研究者等から情報提供があった場合も、データに含める。

これらのデータはすべて Excel ファイルにて取りまとめ、GIS データ化すること。

③ 夜間ラインセンサス

マングースの捕食により減少していると考えられる夜行性小動物（特に両生類）を夜間のラインセンサスによりモニタリングする。

（ア）調査範囲

沖縄県国頭郡国頭村、大宜味村の車道（大国林道）計32km

（イ）調査期間及び調査回数

調査ルートを4つに分割し、両生類の繁殖期にあわせて夏期（6月から8月）、冬期（12月から3月）の夜間にそれぞれ4回／ルート（計32回）実施する。

（ウ）調査対象

オキナワイシカワガエル、ホルストガエル、ナミエガエル、ハナサキガエル、リュウキュウアカガエル、シロアゴガエル、イボイモリを対象種とする。

そのほかに、オキナワトゲネズミ、ケナガネズミ、オオコノハズク、コノハズク、アマミヤマシギ、ヤマシギ、ヤンバルクイナ、ヘビ類全て、クロイワトカゲモドキ、リュウキュウヤマガメ、ノネコ、ノイヌ、マングースが確認された場合も記録する。

(エ) 調査方法

ラインセンサス法により調査を行う。主に両生類を対象とするため、調査は24時間以内に降雨が確認されており、かつ、調査開始時の気温が夏期は24℃以上、冬期は15℃以上の日に調査を行う。車両を時速10km程度で走行させ、目視にて個体もしくは鳴き声を確認した場合は位置情報、個体数、発見時間を記録する。また、車道の下を河川が通っている地点や開けた場所では1分間停車し、鳴き声を確認する。さらに、調査開始地点、及び調査終了地点ではGPSで位置情報を記録すること。

(オ) 調査体制

調査は車道(両側の路肩まで)の小動物を目視、鳴き声の聞き取りができ、同時にGPSで位置情報の記録ができる体制で実施する。過年度の業務実績から調査者1名、補助者1名を1チームとし、1日の調査は1ルートを目安とする。なお、同日に複数チームで調査することを可とする。

(カ) 調査結果の取りまとめ

上記で得られたデータをExcelファイルに入力し、GISデータ化する。

④ ヤンバルクイナ生息状況調査

国内希少野生動植物種に指定されているヤンバルクイナの生息域及び生息数をプレイバック法により調査する。

(ア) 調査範囲

沖縄県国頭郡国頭村、大宜味村、東村

※第一北上防止柵以北の257メッシュ(自然環境保全基礎調査用メッシュ)以上とし、1メッシュあたり一地点以上の調査地点を設定する。調査地点の位置情報については、別途Excelファイルにて提供する。

(イ) 調査期間及び調査回数

調査は、冬期(11~12月)の夜間に2回実施する。

(ウ) 調査対象

ヤンバルクイナを調査対象とする。その他、調査中及び移動中に発見した絶滅危惧種(例えばケナガネズミ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、オキナワイシカワガエル等)や外来種(ファイリマングース、ノネコ、ノイヌ等)は、発見日時、位置情報を記録し、報告書の巻末に地図及び一覧表で取りまとめる。

(エ) 調査方法

音声再生装置及び拡声器でヤンバルクイナの鳴き声を流し、それに反応して鳴き返す声を記録するプレイバック法により行う。再生音は、調査地点から500m離れた地点でも聞こえる音量とし、音割れなどに留意する。再生回数は1地点につき5回とし、調査地点から周囲4方向(90度間隔)に再生した後、最後の1回は地形が開けている方向も

しくは 360 度回転しながら再生する。鳴き返しが確認された場合は、個体数、日時、調査地点からの方角及び距離を記録する。全ての調査地点で上記の調査を 2 度実施する（同地点の調査は別日に実施）。

現行の調査地点からの変更及び増加については事務所担当官と相談の上決定する。また、全ての調査地点で風向、風速、気温及び天候を記録する。なお、風速は 10 分間の平均風速とし、平均風速 3 m/秒以上の場合は調査を行わない。

(オ) 調査体制

調査は鳴き声の聞き取り、方位と距離の特定・記録が同時に実施できる体制で実施する。過年度の業務実績から担当者 1 名と、補助者 1 名を 1 チームとし、1 日の調査は 10 ～11 メッシュ/チーム程度を目安とする。なお、同日に複数チームで調査することを可とするが、別のチームの再生音を誤って記録することのないように、チームごとの調査地点を十分に離すこと。

(カ) 調査結果の取りまとめ

(エ) で得られたデータ（鳴き声の聞こえた方角と距離）から、磁北を加味して実際に個体が鳴いた地点を特定し、3 次メッシュごとに整理する。また、調査地点、個体の鳴いた地点、調査メッシュ数、調査面積、確認メッシュ数、推定生息域面積、生息密度、推定個体数、連続分布域等を Excel ファイルに入力し、GIS データ化を行う。なお、調査範囲は、調査地点から半径 500m の正円とし、その面積を算出する際は GIS を用いて水域、調査範囲の重複を除く。生息密度、推定個体数の算出方法は、過年度の報告書に従うこと。

(7) 検討会の開催

マングース防除事業について科学的知見をもとに検討を進めるため、3 時間程度の検討委員会を年 2 回開催する。なお、これらの会議は沖縄県自然保護課と合同で実施し、本業務では検討会 1 回分について、検討委員に対して謝金（1 名 1 日あたり 14,000 円）と「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて旅費を支給することとする。参加人数は 30 名程度を想定し、対面開催（会場はやんばる野生生物保護センターを想定）を想定するが、必要に応じてウェブ会議システムの併用可能とする。議事内容については予め事務所担当官と打合せることとし、日程調整、出欠取りまとめ、会議資料の作成、会場準備・設営、会議の運営進行及び議事録の作成等その他一切の事務作業を行うものとする。

検討委員（案）

東京女子大学名誉教授 東京都杉並区

沖縄フィールドワーク 代表 沖縄県うるま市

沖縄国際大学南島文化研究所 特別研究員 沖縄県那覇市

NPO 法人どうぶつたちの病院沖縄 理事長 沖縄県うるま市

国立研究開発法人国立環境研究所 研究員 茨城県つくば市

国立研究開発法人森林研究・整備機構 主任研究員 茨城県つくば市

北九州市自然史・歴史博物館 学芸員 福岡県北九州市（謝金無し）

琉球大学 理学部 海洋自然科学科 教授 沖縄県西原町

(8) 令和6年度業務の報告書作成

「令和6年度沖縄島北部地域におけるマングース防除事業業務」における業務内容を取りまとめ、過年度事業の結果を踏まえて事業結果を集計、整理し、以下の報告書を作成する。

- ① 令和6年度沖縄島北部地域におけるマングース防除事業業務報告書
A4判、200頁程度、くるみ製本、36部
- ② 令和6年度ヤンバルクイナ生息状況調査報告書
A4判、70頁程度、くるみ製本、22部

(9) 機材及び消耗品等

業務に必要な機材及び消耗品等は全て請負者が用意する。ただし、4.(3)で使用するカゴわな約8,460台、筒わな約11,600台、延長筒わな約5,000台、無線機30台、マイクロチップリーダー1台、ハンディGPS、GPS首輪、4.(5)で使用するセンサーカメラ200台及びヘアトラップ300台、4.(7)③で使用する温湿度計、腕章、4.(7)④で使用する音源(デジタルデータ)、拡声器、風速・温度計、腕章については事務所が貸与する。

事務所が貸与した物品については、適切に維持・管理し、不具合等が発生した場合には速やかに事務所担当官に報告すること。

(10) 野外作業時の装備・留意事項

① 装備品

一般装備(マングース防除事業捕獲従事者証、腕章、携帯電話、地図、ハンディGPS、コンパス、ポイズンリムーバー、アナフィラキシー補助治療剤、防水コンパクトデジタルカメラ(携帯電話に内蔵されたカメラは不可)、マニュアル等)をYMB全員に装備させる。また、熱中症対策としてYMBは空調服を着用すること。車両には、作業中であること及びYMBのロゴマークを示すステッカー等を掲示する。さらに、作業内容に合わせてわなの点検・整備・設置用具を装備する。

加えて、生体探索犬のハンドラーにはマングースを安全に捕獲するための革手袋、スコップ、蜂取り煙幕等を装備させる。また、生体探索犬はハンドラーの視界外で探索することがあるため、マズル及びベストを装備させる。

② 屋外作業の危機管理等

屋外作業においては、ハブ咬傷の危険があるため、作業には細心の注意を払う。各自の作業ルートについては、事前に情報を共有しておく。なお、予定時刻を大きく遅延する場合や事故が発生した場合には、現場監督者及び事務所担当官へ直ちに連絡する。

車両の運転にあたっては交通事故の防止に細心の注意を払うとともに、小動物のロードキルに注意し、車両停止時のアイドリングの低減に努める。

(11) その他

- ・ 業務実施前には地域住民に対し十分な周知を行うとともに、YMBに対して、在来希少動物の混獲防止や安全対策のための知識と技術の習得のためのマニュアルを作成し、配布、講習を行う。また、年4回程度、作業内容や在来種の識別等に関する試験を行う。
- ・ わなの設置や各種調査の実施に際し、林内・在沖米軍北部訓練場内等への立入り等に必要調整を行う。米軍との調整事項が発生した場合には、英語で対応が可能な担当者を配置する。
- ・ 現場監督者については本業務に専任し、YMBと十分にコミュニケーションをとるとともに

に、作業姿勢や安全管理等を注視し、必要な指導を行う。また、現場監督者も林内作業を行う。

- ・ 沖縄県北部地域におけるマンガースの根絶に向けて、事業を効果的、効率的に実施するため、沖縄県が実施するマンガース防除事業と十分な連携を図る。このため県担当者、県事業実施者と連携調整を密に行う。

5. 業務実施期限

令和8年3月31日（火）まで

6. 成果物

請負者は、下記の成果物を作成し、当事務所に納品する。

- (1) 4. (3)～(7)の作業結果を入力した生データ及びGISデータ、(1)～(2)及び(8)～(9)の業務データを収納したDVD-R 2セット
- (2) 4. (9)①の報告書 36部、②の報告書 22部
- (3) 4. (9)に係る報告書の電子データ、表計算ソフトデータ、GISデータ、画像データ一式を収納したDVD-R 2セット

※報告書及びその電子データの仕様及び記載事項等については、別添参照。

提出場所：環境省沖縄奄美自然環境事務所やんばる自然保護官事務所

提出期限：(1)は令和8年3月31日まで、(2)、(3)については令和7年9月30日までに提出する。

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について事務所担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、事務所担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付

けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、事務所担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて事務所担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、事務所担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、事務所担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、事務所担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあつても、押印ではなく本人サインによること。）

(参考)

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度業務に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を

調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、過年度業務における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省 沖縄奄美自然環境事務所 野生生物課 ([TEL:098-836-6400](tel:098-836-6400))

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集 (EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「°C」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「' 」→「'」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。二度目以降は化学記号のみでも可。例：
carbon dioxide (CO₂)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- ・地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式

- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式(PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は **DVD-R** 又は **CD-R** (以下「**DVD-R** 等」という。仕様書において、**DVD-R** 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、**DVD-R** 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。) とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び **DVD-R** 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。